

**いわて配偶者暴力防止対策推進計画
(2021～2025)**

令和3年3月
岩 手 県

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の役割 2
- 3 計画の期間 2

第2章 岩手県におけるDVの現状

- 1 相談件数等の推移 4
- 2 県民の意識 7
- 3 前期計画の取組状況 11

第3章 基本目標・施策の基本方向

- 1 基本目標 13
- 2 施策の基本方向 13
- 3 指標 14
- 施策の体系図 15

第4章 施策の内容

- 【施策 I】 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進 16
- 【施策 II】 相談・保護体制の充実 18
- 【施策 III】 被害者の自立支援 25
- 【施策 IV】 関係機関の協力・連携 29

第5章 計画の推進体制 32

【参考資料】

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 33
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要) 47

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定されました。また、平成16年には、DV防止法の改正により、都道府県にDVの防止及び被害者の保護のための基本計画の策定が義務付けられました。

これを受けて本県では、平成17年9月に平成22年度までを計画期間とする「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら、DVは重大な人権侵害であることについて普及・啓発を図るとともに、DV被害者の保護と自立支援のための施策を進めてきました。

その後、DV防止法の改正や社会情勢の変化を踏まえて、施策の拡充を図りながら5年ごとに計画を策定し、DV防止対策に取り組んできたところです。

今般、令和元年6月の法改正により、DV被害者の保護に当たり相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所が明記されたことなどを踏まえ、DV防止をはじめ、被害者の相談・保護、自立に向けた施策を一層推進するため、第4次となる「いわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）」を策定するものです。

【DV防止法及び「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」の改正経緯】

- 平成13年4月 DV防止法制定（14年4月全面施行）
- 平成16年6月 DV防止法改正（12月施行）
都道府県にDV防止及び被害者の保護のための基本計画の策定を義務付け
- 平成17年9月 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」（平成17年度～22年度）
- 平成19年7月 DV防止法改正（平成20年1月施行）
保護命令制度の拡充、市町村の取組の促進
- 平成20年5月 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」一部改正

- 平成23年3月 第2次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」
(平成23年度～27年度)
- 平成25年7月 DV防止法改正(平成26年1月施行)
「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力の被害者も法の保護の対象として規定
- 平成28年3月 第3次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」
(平成28年度～令和2年度)
- 令和元年6月 DV防止法改正(令和2年4月施行)
被害者の保護に当たり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記
- ※●はDV防止法の改正、○は計画の改正経緯

2 計画の役割

- (1) DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく計画であり、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。
- (2) また、「いわて男女共同参画プラン」の施策の「基本的方向Ⅳ 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」の中の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための具体的な計画です。
- (3) 県民及び民間団体に対しては、計画の推進について理解と協力を期待するものです。
- (4) 市町村及び関係機関に対しては、計画の推進について理解と協力を求めるとともに、県と連携した取組を期待するものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年計画とします。

※DV（ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」）

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力をいいます。DV防止法では、被害者と加害者の関係は配偶者（事実婚、元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含む。）とされていますが、被害者の性別は限定していません。

暴力の形態（例）

【身体的な暴力】

殴る、蹴る等、直接何らかの有形力を行使するもの等

【精神的な暴力】

心無い言動等で、相手の心を傷つけるもの等

【社会的な暴力】

社会参加を制限したり、行動を監視するもの等

【経済的な暴力】

生活費を渡さない、仕事を制限するもの等

【性的な暴力】

嫌がっているのに性行為を強要するもの等

【子どもを巻き添えにした暴力】

子どもに暴力を見せる、危害を加えると言って脅すもの等

第2章 岩手県におけるDVの現状

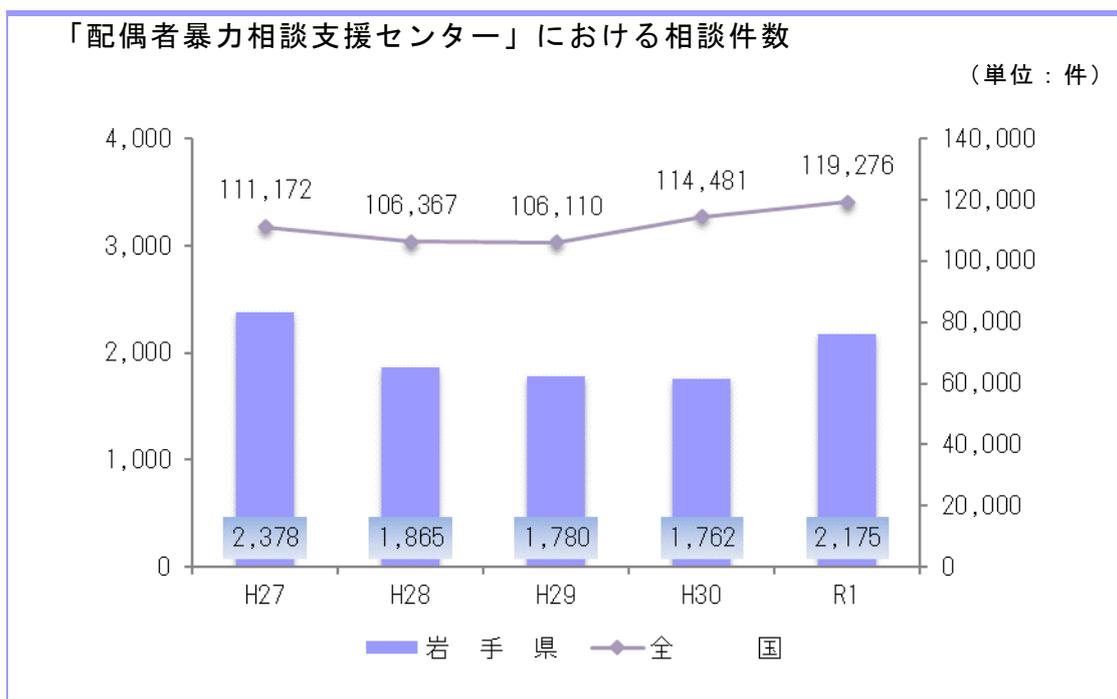
1 相談件数等の推移

(1) 相談の状況

「配偶者暴力相談支援センター」*については、県は平成14年4月、岩手県福祉総合相談センターを指定したほか、安心して身近なところで相談できるように、平成18年4月には各広域振興局保健福祉環境部、男女共同参画センターなど11機関を指定しています。

そのほか県内では、盛岡市が、平成21年6月にもりおか女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定しています。

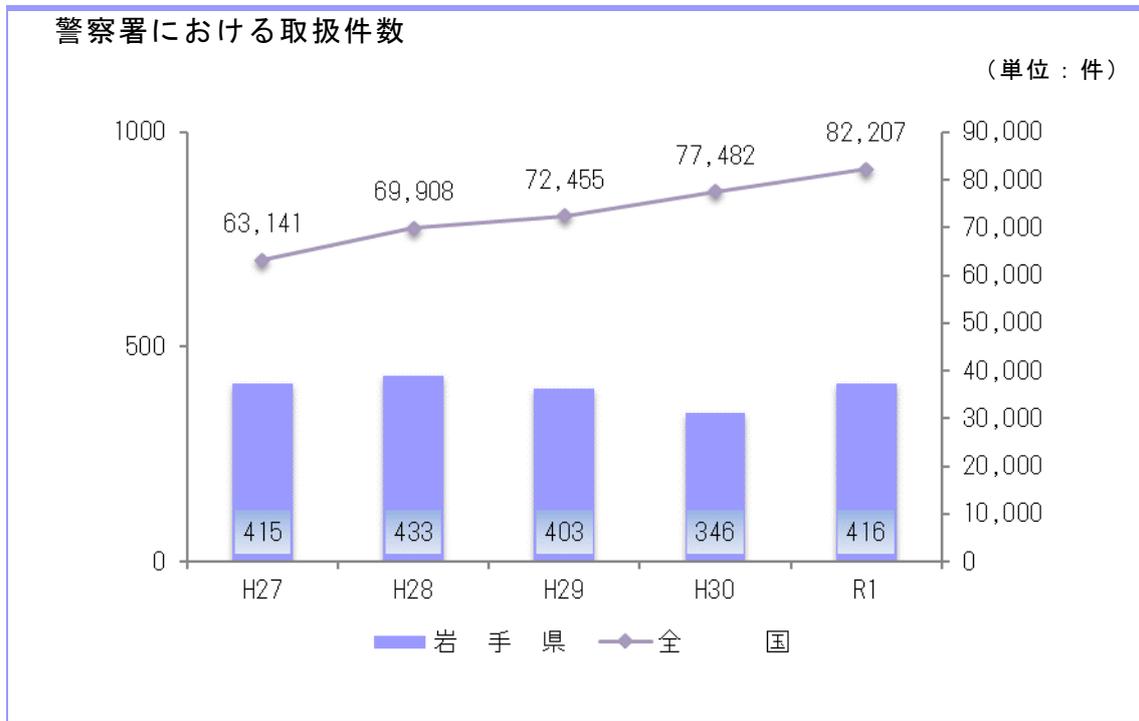
また、「配偶者暴力相談支援センター」におけるDVに関する相談件数は、過去5年間では平成27年度が最も多く2,378件で、その後1,800件前後を推移し、令和元年度は2,175件となっています。



* 配偶者暴力相談支援センター：DV防止法第3条に規定される、DV被害者の相談や一時保護、自立のための支援など、DV被害者を総合的に保護・支援するための拠点施設。

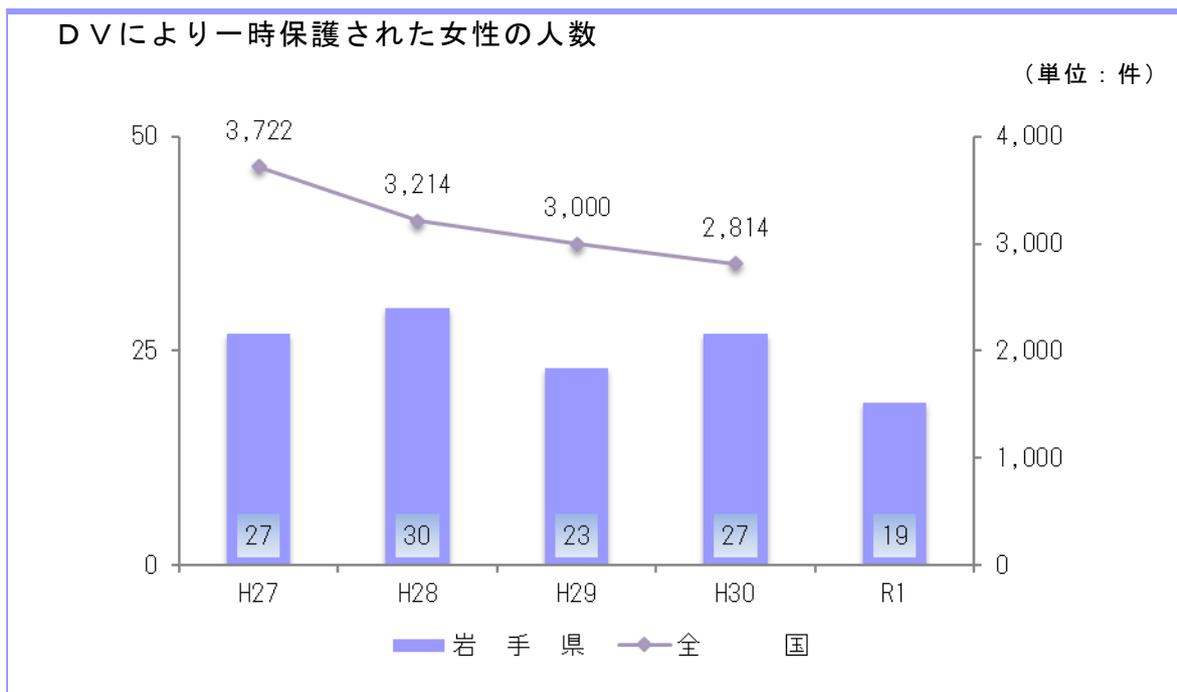
第2章 岩手県におけるDVの現状

警察署における取扱件数は、全国的に増加していますが、県内の取扱件数は過去5年間、400件前後で推移しています。



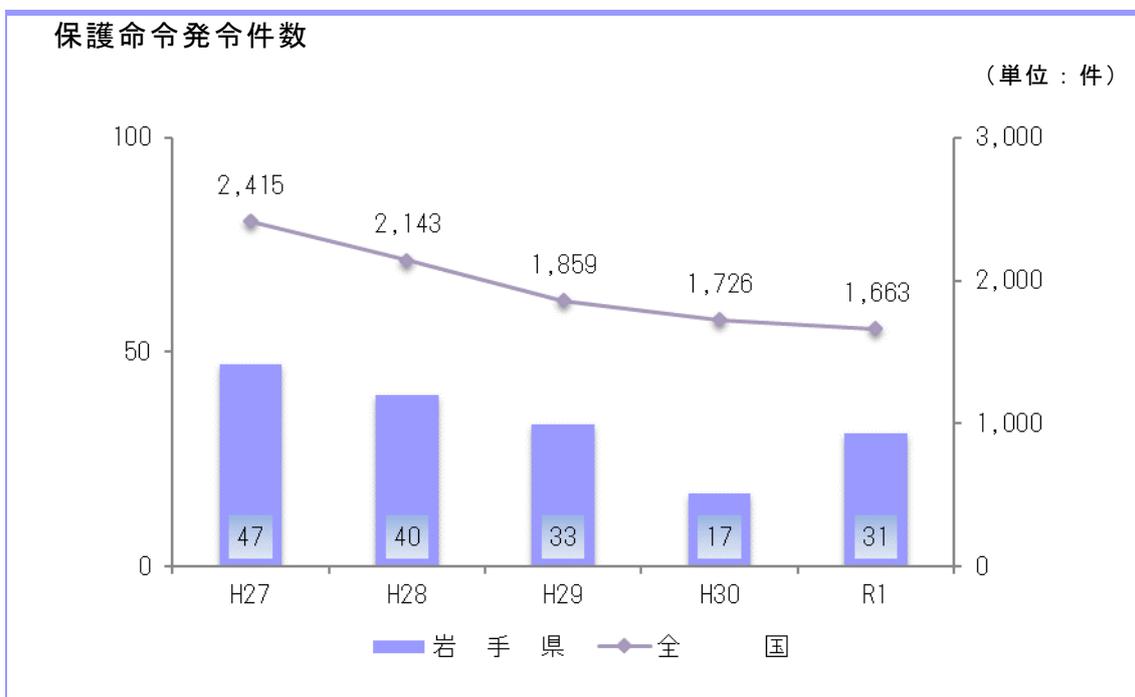
(2) 一時保護の状況

被害者の一時保護は、岩手県福祉総合相談センターで行っており、平成27年度から平成30年度の間20件後半で推移していたものが、令和元年度は19件と減少しています。



(3) 裁判所による保護命令の状況

加害者が近寄ってこないようにしたい時や住居から退去させたい時など、被害者が地方裁判所に申立てることにより、保護命令の発令を受けることができます。平成27年度から平成29年度は40件前後で推移してましたが、平成30年度は17件、令和元年度は31件でした。



※ 保護命令の内訳

(単位：件)

	岩手県				全国			
	A	B	C	計	A	B	C	計
H26	62	0	15	77	1,929	4	643	2,576
H27	33	0	14	47	1,764	2	609	2,415
H28	35	0	5	40	1,587	4	552	2,143
H29	22	0	11	33	1,337	2	520	1,859
H30	11	0	6	17	1,249	3	474	1,726
R1	24	0	7	31	1,230	1	432	1,663

- ※1 上記表中、Aは接近禁止命令、Bは退去命令、Cは接近禁止及び退去命令を表します。
 ※2 暦年の調査であり、岩手県は岩手県警察本部調査、全国は警察庁調査によります。

2 県民の意識

県が、平成30年度に実施した「男女が共に支える社会に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)における県民のDVに関する意識については次のとおりです。

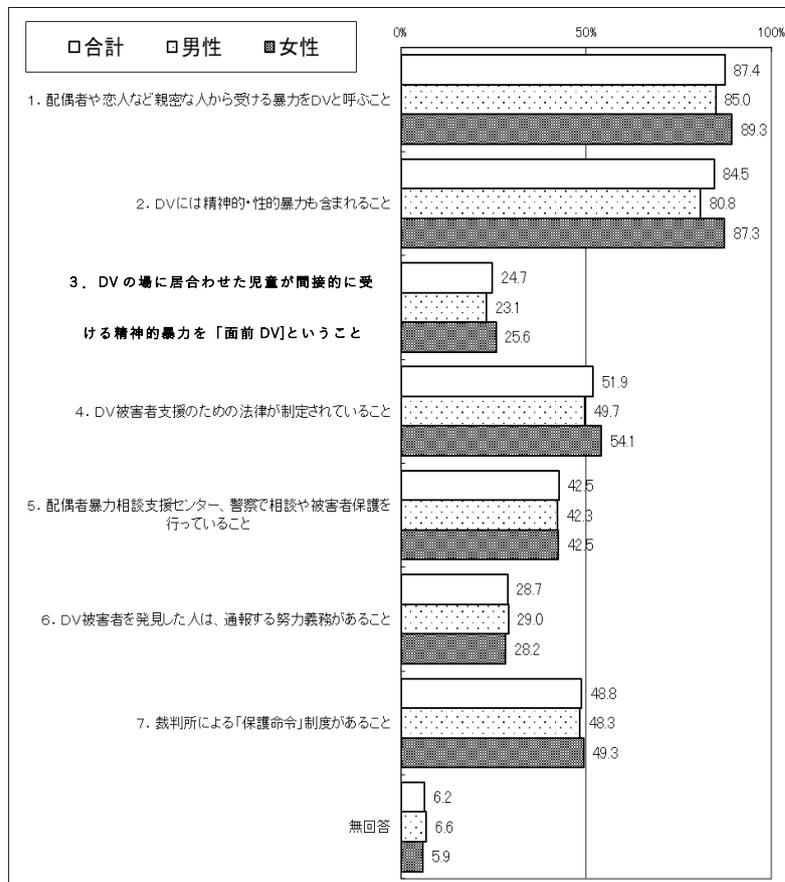
- ※ 男女が共に支える社会に関する意識調査
- ・ 調査対象 県内の20歳以上の男女2,000人
 - ・ 調査時期 平成30年10月22日～平成30年11月9日
 - ・ 有効回収率 32.2% 644人(女性355、男性286、不明3)

(1) DVの認知度

DVに関して知っていることとして、「配偶者や恋人など親密な人から受ける暴力をDVと呼ぶこと」と回答している人の割合が最も多く、男女とも8割以上となっています。これに対して「DV被害者を発見した人は、通報する努力義務があること」を知っている人は3割未満となっています。

DVという言葉の認知度は高まっているものの、十分な理解が得られているとはいえ、引き続き普及・啓発が必要です。

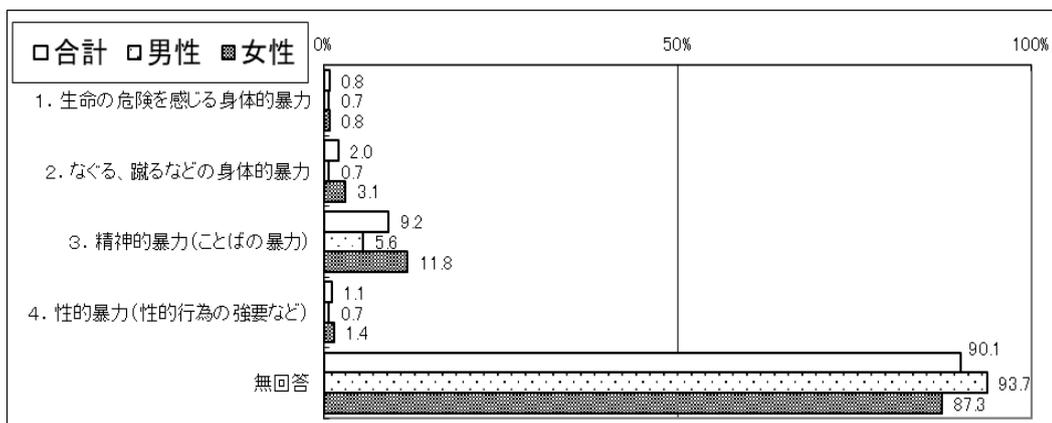
「回答数=644」(複数回答)



(2) 被害の状況

意識調査において「過去5年間に受けたことのあるDV」について聞いたところ、「精神的暴力（大声でどなる、脅す、何を言っても無視する、『誰のおかげで生活できるんだ』と言うなど）」と回答した割合が最も多く、男性5.6%、女性11.8%に上っています。

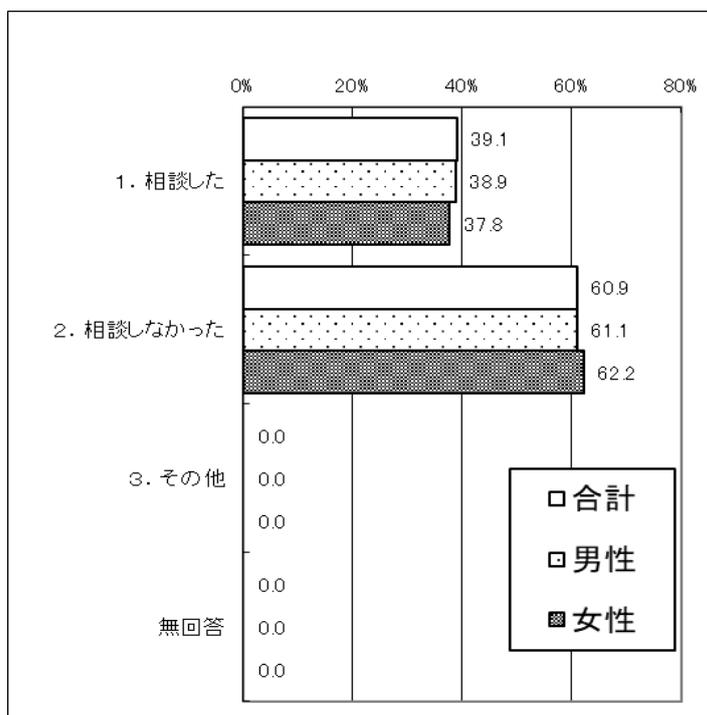
「回答数=644」（複数回答）



(3) 相談の状況

過去5年間にDVを受けたと回答した人が誰かに相談した割合は、39.1%（男性38.9%、女性37.8%）で、相談しなかった割合は、60.9%（男性61.1%、女性62.2%）でした。

「回答数=63」（複数回答）

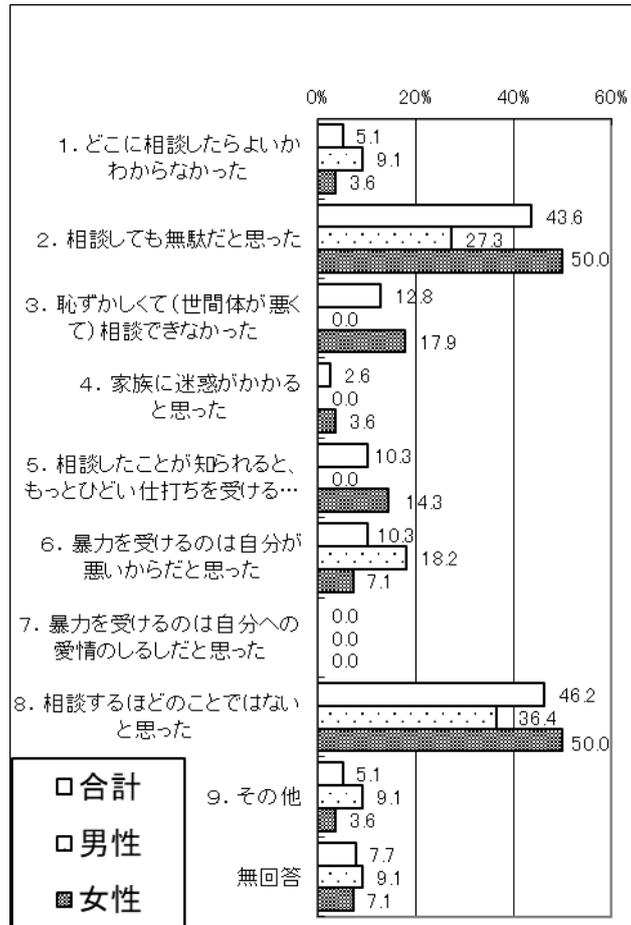


(4) 相談しなかった理由

(3) で相談しなかったと回答した人の相談しなかった理由については、「相談しても無駄だと思った」が43.6%、「相談するほどのことではないと思った」が46.2%となっており、この2つを挙げる回答者が多くなっています。

被害者に自分の受けていることがDVであることを認識してもらうとともに、相談窓口に関する情報についての普及・啓発が必要です。

「回答数=39」(複数回答)

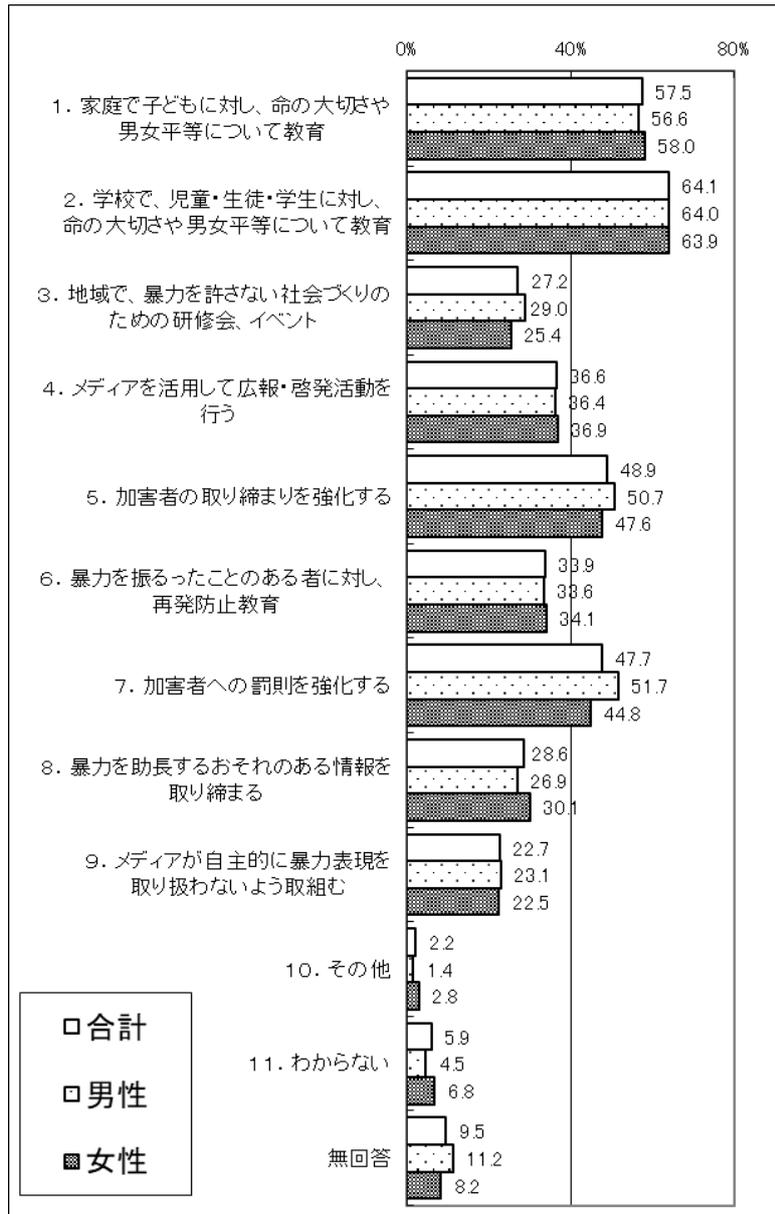


(5) 女性に対する暴力の防止に必要なだと考えるもの

女性に対する暴力の防止に必要なだと考えるものとして、「家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」と「学校で、児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」を挙げる回答者が約6割と多くなっています。

男性、女性とも共通して、子どもへの教育が重要と考えていることがうかがえます。

「回答数＝644」（複数回答）



3 前期計画の取組状況

【主な取組】

- (1) 県民の理解と関心を高めるため、県では毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を行い、広報パネル展や県警音楽隊によるミニコンサート、パープルライトアップ等、関係機関の協力を得て啓発活動を展開し、DV防止の啓発と相談窓口の周知に努めました。平成30年度に県が実施した意識調査では、約8割の県民が「配偶者や恋人など親密な人から受ける暴力をDVと呼ぶこと」を認知しています。
- (2) 若年層に対する人権教育として、男女共同参画センターによる県内各高校や大学生を対象とした出前講座を実施し、デートDVへの理解を促すことに努めてきました。
- (3) 相談、通報のあった被害者への対応については、配偶者暴力相談支援センターを中心に相談を行っており、緊急避難のための宿泊場所確保や提供事業等を活用し、被害者の保護に努めています。
被害者の自立に向けては、関係機関と連携を図り、住宅の確保や就業、各種支援制度の利用等、社会資源を活用して取り組んできました。

【課題】

- (1) DVの認知度は約8割である一方、被害者支援に関する認知度は約5割であり、県民の理解を深める広報、啓発の充実が必要です。
DVの相談件数は概ね横ばいで推移しており、潜在化と言われて
いる被害者の顕在化を図る必要があります。
SNSなど新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力などに、迅速かつ適切に対応していくことが必要です。
- (2) 面前DV*による児童への心理的虐待や、児童が直接虐待を受けているケースもあることから、DV被害者と児童を保護する視点での取組が必要です。
- (3) 若年層の理解が深められるよう、研修会や出前講座等を実施するほか、学校、家庭、地域を通じた教育啓発を広く実施することが必要です。
- (4) 東日本大震災津波や自然災害、また新型コロナウイルス感染症の流行等による生活環境や生活様式の変化に伴うストレスにより、DVの増加が懸念されるため、被害者の早期発見が必要です。

* 面前DV：DVの場に居合わせた児童が間接的に受ける精神的暴力。

- (5) 地域における相談体制の充実のため、研修会を通して市町村の関係相談窓口の職員による被害者への適切な情報提供や、被害者の安全とプライバシーの確保に配慮した対応が行えるよう、職員の資質の向上を図ることが必要です。

第3章 基本目標・施策の基本方向

1 基本目標

“暴力のない家庭・社会の実現”

DVは重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

この課題を克服するため、県では、岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）に基づき、「いわて男女共同参画プラン」において「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指しています。

このことから、県民全ての人権が尊重され、安心して心豊かに暮らせるいわての実現のため、「暴力のない家庭・社会の実現」を基本目標とします。

2 施策の基本方向

基本目標を達成するために、4つの施策の基本方向を定めて取り組んでいきます。

施策Ⅰ 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進

暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育を推進するとともに、DVは重大な人権侵害であることの普及啓発を図ります。

施策Ⅱ 相談・保護体制の充実

被害者が、安心して身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談・保護体制の充実を図ります。

施策Ⅲ 被害者の自立支援

被害者が、自立して新たな生活に一步を踏み出すことができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。

施策Ⅳ 関係機関の協力・連携

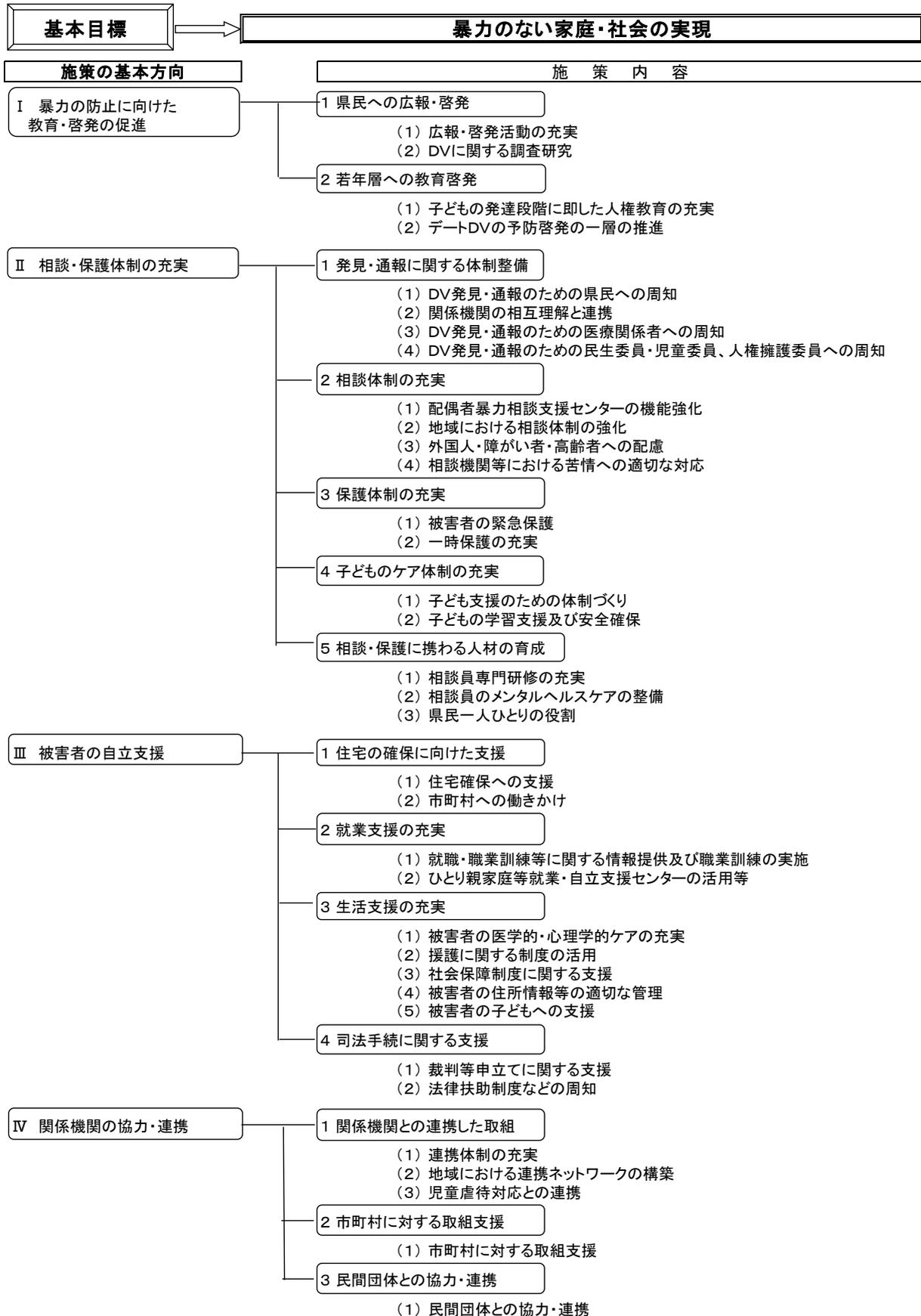
DV対策が総合的かつ効果的に実施できるよう、民間支援団体を含め、広く関係機関が協力・連携できる体制を構築します。

3 指標

本計画の進捗度を図るための指標を以下のとおりとします。

指 標		現状値 (R 元)	目標値 (R7 年度)
1	DV 防止法の名称又は内容を知っている人の割合	H30 79.3%	90.0%
2	自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合	H30 42.5%	80.0%
3	DV 相談員研修の参加者数（累計）	R1 79 人	420 人

施策の体系図



第4章 施策の内容

施策Ⅰ 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進

暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育を推進するとともに、DVは重大な人権侵害であることの普及啓発を図ります。

1 県民への広報・啓発

【現状と課題】

- ◇ DV防止のため、県では普及啓発資料の作成・配布、講演会の開催や出前講座、各種の広報媒体を活用した普及・啓発活動を実施しています。
また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間にシンポジウムの開催等による啓発活動を行っています。
- ◇ DV相談件数は、概ね横ばいで推移しており、潜在化するとされている被害者の顕在化を図る必要があります。
- ◇ 平成30年度に県が行った意識調査によると「自治体の相談支援センターや警察で相談や被害者保護を行っていること」、「DV被害者を発見した人は、通報する努力義務があること」を知っている人の割合は、5割を下回っています。
- ◇ SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力などに、迅速かつ的確に対応していく必要があります。
- ◇ 暴力を許さない社会に向けて、DV被害の実態の把握に努めるとともに、今後さらに効果的・効率的な手法を工夫しながら、広報・啓発を推進していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 広報・啓発活動の充実

- 啓発資料の作成・配布や、県のホームページ・新聞等の各種の広報媒体を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く県民への広報・啓発を行います。
- 広報啓発に当たっては、DV問題と関連の深い「児童虐待防止」を含めた一体的な活動を進めます。
- 一般県民を対象としたDV防止に関する講演会の開催や出前講座を実施します。
- 市町村や地域においても、地域住民に対する普及啓発や、DV防止・男女共同参画に関する講座などの各種の学習機会の提供が積極的に行われるよう働きかけます。

- メディアにおいて、性の商品化や暴力表現が人権を侵害することについて、意識啓発を図ります。

(2) DVに関する調査研究

- DVに関する県民の意識や実態についての調査を行い、被害（加害）者が必要としている支援のあり方について、検討を行います。
- 加害者更生プログラムについては引き続き、国や他県における調査研究や、民間支援団体における取組状況の情報収集を行います。

2 若年層への教育啓発

【現状と課題】

- ◇ 学校においては、学習指導要領等に基づき、子どもたちの発達段階に応じた人権教育に取り組んでいます。
- ◇ また、県では、学校の教職員がDV予防教育を実施する際に使用する「いわてDV予防啓発プログラム」を活用し、学校への出前講座を行い、普及を図っています。
- ◇ 平成30年度に県が行った意識調査によると、女性に対する暴力を防止するためには、「家庭や学校、地域で、いのちの大切さや男女平等について教育することが必要」と回答している人が多く、引き続き、学校、家庭、地域において、DVの予防啓発を図っていく必要があります。
- ◇ また、配偶者間だけではなく、交際している男女間の暴力（いわゆるデートDV）も問題となっています。DVを未然に防止するためにも、若年層にとって身近なデートDV問題について啓発していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 子どもの発達段階に即した人権教育の充実

- 学校、家庭、地域における教育活動全体を通して、児童生徒が互いの人権を尊重する心や他人を思いやる心を育むとともに、男女平等の意識を高める教育を推進します。
- 学校等の教員や保育所の保育士を対象に、人権教育やDVに関する研修会を実施します。

(2) デートDVの予防啓発の一層の推進

- デートDV防止のための啓発リーフレットや教材を作成・配布し、若年層に対して「被害者、加害者にならないための予防啓発」を行います。
- DV予防啓発教材を活用して、高校生、大学生等を対象に研修会や出前講座を行います。
- 若年層への予防啓発のため、教職員や保護者が活用できる情報の提供を行います。

施策Ⅱ 相談・保護体制の充実

被害者が、安心して身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談・保護体制の充実を図ります。

1 発見・通報に関する体制整備

【現状と課題】

- ◇ 県では、相談機関の周知を図るとともに、被害者の早期の発見や相談機関等への通報が適切に行われるよう、パンフレットの作成・配布などにより啓発を行っています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症等の発生時において、外出自粛、就労制限等によるストレスからDVの増加が懸念されるため、潜在化するとされている被害者の早期発見に努める必要があります。
- ◇ 平成30年度に県が行った意識調査によると「DVの場に居合わせた児童が間接的に受ける精神的暴力を面前DVということ」を知っている割合は3割以下であり、また面前DVによる児童への心理的虐待事例も多いため、DV被害者と児童の保護対策を進める必要があります。
- ◇ DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であることから、県民に対して通報に関する周知を図るとともに、医師など関係者に対して、通報や被害者への適切な情報提供を行ってもらえるよう、連携協力を進めていく必要があります。
- ◇ 医療関係者のDV防止に対する理解促進を図り、被害者の早期発見が図られるよう、医療関係者向けマニュアルを配布しています。
- ◇ 岩手県DV防止対策連絡協議会の委員として、暴力を発見しやすい立場にある医師や民生委員・児童委員を委嘱するなど、関係者との連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進するための情報交換を行っています。

【具体的施策】

(1) DV発見・通報のための県民への周知

- 啓発資料の作成・配布や、県のホームページ・新聞等の各種の広報媒体を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く県民への広報・啓発を行います。(再掲)
- 一般県民を対象としたDV防止に関する講演会の開催や出前講座を実施します。(再掲)
- 被害者の発見・通報に活用できるように、配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を記載した「普及カード」等を作成し、公共施設や大型店など、広く県民の目に触れる場所に掲示します。

- 配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用した被害者の情報収集や早期発見、保護に努めます。
- 電話のほかメール、SNS相談に対応する「DV相談+（プラス）」等の相談窓口について、配偶者暴力相談支援センター、市町村や各種メディアを通じ、県民に広く周知します。

(2) 関係機関の相互理解と連携

- DV問題は、児童虐待との関連が深いことから、関係機関におけるDV、児童虐待の特性並びに連携の在り方に対する相互理解により、実効性の向上に努めます。
- 配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、児童の保護を視野に入れたDV被害者の保護対策を進めます。

(3) DV発見・通報のための医療関係者への周知

- 岩手県DV防止対策連絡協議会などを通じて、医療機関や医師会等との連携ネットワークの構築を図ります。
- 被害者の早期発見が図られるよう、医療関係者向けマニュアルを活用し、DV防止に対する理解促進を図ります。

(4) DV発見・通報のための民生委員・児童委員、人権擁護委員への周知

- 民生委員・児童委員と人権擁護委員に対し、岩手県DV防止対策連絡協議会などを通じて、被害者の発見・通報や支援情報の提供に対する理解と協力を働きかけていきます。
- また、民生委員・児童委員に対する研修会等の機会を通じてDV防止や児童虐待との関連について理解促進を図ります。

2 相談体制の充実

【現状と課題】

- ◇ 県では、「配偶者暴力相談支援センター」として岩手県福祉総合相談センターを平成14年4月に指定したほか、平成18年4月には広域振興局の保健福祉環境部等と男女共同参画センターを指定し、相談体制の整備を図るとともに、研修会の開催、相談対応マニュアルの作成・配布などにより、相談員等の資質向上を図っています。
- ◇ DVに関する相談の内容は、複雑多岐にわたることから、相談員等のより一層の資質向上、関係機関との連携強化などの取組を進めていく必要があります。
- ◇ また、東日本大震災津波の影響や、近年多発する自然災害や新型コロナウ

ウイルス感染症等の流行に伴う生活様式の影響に注視し、適切に対応することが必要です。

- ◇ 外国人や障がい者、高齢者からのDVに関する相談があった場合は関係機関と連携しながら対応しています。
- ◇ 外国人・障がい者・高齢者など多様な被害者が、適切な支援を迅速に受けられるよう、関係機関と連携した相談体制の充実を図る必要があります。

【具体的施策】

(1) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- 被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、相談員に対する専門研修を継続して実施し、資質の向上を図ります。
- 相談員のほか、各広域振興局や市町村の担当職員に対しても、専門研修への参加を働きかけ、DVや被害者支援等の対応力の向上を図ります。
- DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂し、相談対応の充実を図ります。
- 多様化する相談ニーズに対応するため、岩手県福祉総合相談センターにおいては、弁護士による法律相談や、被害者やその同伴する家族に対し、精神科嘱託医や児童心理司によるカウンセリングを実施します。
- DV被害者と同様に、交際相手からの暴力の被害者に対しても、地域の女性相談、青少年相談窓口等と連携を図りながら、被害相談を受け付け、必要な助言、情報提供を行っていきます。

(2) 地域における相談体制の強化

- 被害者の相談や保護に当たり、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察署、児童相談所等が連携・協力して対応するために、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。
- 市町村におけるDV相談窓口の一元化や、安全に諸手続が行える場所の確保など、被害者への適切な対応を働きかけます。
- 被害者の相談や支援に携わる市町村等の職員に対する研修を行い、職員の資質の向上を図ります。
- DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂し、相談対応の充実を図ります。（再掲）
- 東日本大震災の被災地や大規模災害等が発生した際には、避難所や応急仮設住宅、災害公営住宅などにおいて相談窓口等の周知を図られるようDV防止対策等の情報提供を行います。
- DVを含めた高齢者に関する相談に広く対応するため、高齢者総合支援センターに相談窓口を設置します。
- DV被害者は女性に限られないことから性別を問わず被害者のニーズに応じた相談対応を行います。

(3) 外国人・障がい者・高齢者への配慮

- 配偶者暴力相談支援センターにおいては、外国人の被害者への適切な対応を図るため、外国語通訳を確保します。
- 外国人の被害者に対し、相談窓口職員による関係機関への同行など、必要な支援が円滑に行われるよう配慮します。
- 外国人の被害者の帰国などにおいて国際協力を要する場合、国際移住機関（IOM）*と連携を図ります。
- 視聴覚に障がいのある被害者に対応するため、障がいに応じたコミュニケーション支援を図ります。
- 精神障がい者（その疑いのある者を含む）の対応に当たっては、医療機関（特に精神科）、保健所、市町村保健センターや岩手県精神保健福祉センターと緊密な連携を図ります。
- 高齢者虐待への相談支援等を行う市町村及び地域包括支援センター職員に対し会議及び研修会等の機会を通じてDV防止への理解促進を図るとともに、連携して対応します。

(4) 相談機関等における苦情への適切な対応

- 被害者の相談や保護などの職員の職務の執行に関して苦情の申出を受けた場合には、各相談機関等において、迅速かつ適切な処理を行います。

3 保護体制の充実

【現状と課題】

- ◇ 岩手県福祉総合相談センターでは、被害者やその同伴する家族が、DVから逃れ、心身の健康の回復や自立に向けた援助が必要である場合、24時間体制で一時保護を行っています。
また、同センターでは精神科嘱託医相談の実施により、被害者の医学的ケア及びカウンセリングを行っています。
- ◇ 県では、緊急に保護を求めてきた被害者を直ちに一時保護所に保護できない場合においては、緊急避難的に利用するホテルなどの宿泊場所を確保し、提供しています。
- ◇ また、加害者からの追及が激しく、他県に避難するケースもあり、県域を越えた連携を図っています。
- ◇ 今後も被害者の安全確保を最優先に、緊急保護や一時保護を行っていく必要があります。
- ◇ 加害者からの被害者や支援者への追及に対する安全確保については、警察

* 国際移住機関（IOM）：世界的な人の移動（移住）の問題を専門に扱う国際機関で人身取引問題に対応した被害者の救済や保護を中心とする取組を行っている。

など関係機関との連携を密にし、情報の共有化を図りながら対応していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 被害者の緊急保護

- 被害者の安全確保を最優先に、24時間体制で保護を行います。
- 一時保護所から遠隔地に居住する被害者の保護に当たり、広域振興局等の配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察署が協力・連携して対応するなど安全な移送体制の整備を図ります。
- 移送に当たっては、複数の職員や女性職員による対応など、被害者に配慮した移送体制の整備を図ります。
- ケガや疾病を抱えた被害者に、医療的なケアが適切に行われるよう受診体制の充実を図ります。
- 緊急に保護を求めてきた被害者を直ちに一時保護所に保護できない場合において、緊急避難的に利用するホテルなどの宿泊場所を確保し提供します。
- 被害者の希望に応じて、カウンセリングを含めた治療のため、医療機関（精神科）につなげるなど被害者の心理的なケアを図ります。

(2) 一時保護の充実

- 被害者の心理的なケアのため、被害者の希望に応じて心理面接等を実施します。
- 被害者の安全確保のため所轄警察署と連携を密にし、一時保護所の警備体制の充実を図ります。
- 一時保護の期間における指導や援助については、入所者の状況により、事案に応じた弾力的な対応を図ります。
- 加害者の追及から逃れるため、他県に避難するケースもあることから、県域を越えた連携を図ります。
- 民間シェルター*について、他都道府県の状況について情報収集を行います。
- 被害者及びその同伴する家族の多様な状況に応じた適切な保護のため、一時保護所の施設・設備の充実を図ります。

* シェルター：暴力から逃れ、駆け込んでくる女性や子どもたちのための緊急避難場所として一時的に保護する場（施設）。

4 子どものケア体制の充実

【現状と課題】

- ◇ 被害者に子どもがいる場合は、児童相談所等と連携し、子どもに対する心のケアや学習面のサポートを行っています。
- ◇ 子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待に該当するとともに、子どもの成長過程に大きな影響を及ぼすことから、子どもへの心のケアや適切な教育、保育環境の確保などを、さらに充実することが必要です。
- ◇ DVには子どもが直接、虐待を受けているケースがあることから、児童相談所等との連携が必要です。
- ◇ 学校や保育所等、子どもに関わる様々な立場の関係者に、DV防止についての理解を促進するとともに、子どもの安全確保や心のケアに配慮するよう協力を求めていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 子ども支援のための体制づくり

- 被害者が同伴する子どもについては、その子どもの状況を十分に把握し、児童心理司による心理面接や、必要に応じて医師による心理面接等、児童相談所等関係機関の連携のもと、子どもの心のケアを図ります。
- 被害者の子どもに、必要に応じてスクールカウンセラーによる心のケアとスクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境の調整に努めます。
- 配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、児童の保護を視野に入れたDV被害者の保護対策を進めます。(再掲)
- 学校等の教員や保育所の保育士を対象に、人権教育やDVに関する研修会を実施します。(再掲)

(2) 子どもの学習支援及び安全確保

- 一時保護期間中における被害者の子どもの学習機会を確保するため、一時保護所に「一時保護所児童対応指導員(教員OB等)」の配置を行うとともに、児童相談所等との連携を図ります。
- 安全確保の観点から、学校に通学させることが困難である場合には、一時保護所において適切な学習機会を提供できるよう、市町村教育委員会や学校と教材の提供や指導方法の教示を受けるなどの連携を図ります。

5 相談・保護に携わる人材の育成

【現状と課題】

- ◇ 被害者への対応に当たっては、DVの特性や被害者の置かれた立場を十分に理解し、不適切な対応によるさらなる被害（二次的被害）を防止しながら、被害者のニーズに応じた支援を行う必要があるため、県では、相談員等を対象とした研修や、DV相談対応マニュアルの作成・配布により、相談員等の資質向上を図っています。
- ◇ 相談員等が被害者への支援業務に携わる中で「代理受傷」や「バーンアウト（燃え尽き）」状態など心身の健康を損なうことがあるため、ケース会議^{※1}やスーパーバイザー^{※2}などによる専門研修を実施するなどの支援を充実させる必要があります。
- ◇ 県民を対象とするセミナー等の開催により、県民ひとり一人が、DV被害者を発見した場合に相談や支援につなげる情報を提供できる人材として育成する必要があります。

【具体的施策】

(1) 相談員専門研修の充実

- 被害者からの相談に携わる職員に対する基礎的な研修や、専門研修などにより、相談員の資質の向上を図ります。
- 相談員のほか、各広域振興局や市町村の担当職員に対しても、専門研修への参加を働きかけ、DVや被害者支援等の対応力の向上を図ります。（再掲）
- DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂し、相談対応の充実を図ります。（再掲）

(2) 相談員のメンタルヘルスケアの整備

- 相談員の代理受傷やバーンアウトなどの精神的な負担を軽減するため、関係機関のスーパーバイザーなどによる専門研修等により、相談員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

(3) 県民ひとり一人の役割

- 県民一人ひとりが、被害者を相談窓口へ導く支援者となるよう理解促進や意識啓発を図るための研修会を開催します。

※1 ケース会議：支援のための検討会議。

※2 スーパーバイザー：高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行う人。

施策Ⅲ 被害者の自立支援

被害者が、自立して新たな生活に一步を踏み出すことができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。

1 住宅の確保に向けた支援

【現状と課題】

- ◇ 被害者が自立するためには居住の安定を図ることが大切であり、県では経済的事情などにより住宅の確保が困難な被害者を、県営住宅への優先入居の対象としています。
- ◇ また、居住先が見つからない被害者について、婦人保護施設や母子生活支援施設における保護を実施しています。
- ◇ 今後においても住宅に困窮する被害者に対して、各種支援制度の周知を図る必要があります。
- ◇ また、市町村に対しても、公営住宅への優先入居などを働きかけていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 住宅確保への支援

- 被害者を県営住宅への優先入居の対象として入居者定期募集を実施するとともに、緊急を要する場合には一時避難先としての利用を図ります。
- 住宅の確保のための資金を必要とする場合に、母子福祉資金等（転宅資金）の利用について情報提供を行います。
- 民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保できない場合の支援制度に関する情報の提供を行います。
- 居住先が見つからない被害者について、婦人保護施設や母子生活支援施設における保護を実施します。

(2) 市町村への働きかけ

- 市町村に対し、被害者を公営住宅への優先入居の対象とするほか、緊急を要する場合には一時避難先として利用できるよう働きかけます。

2 就業支援の充実

【現状と課題】

- ◇ 経済的な自立をめざす被害者のために、ジョブカフェ等において、キャリアアカウンティングや研修等の実施、求人や職業訓練等に関する情報提供を行っています。

- ◇ また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等と連携した就業先の確保、利用可能な福祉制度等の情報提供などの支援を行っています。
- ◇ 県のホームページに、働きたい女性を支援するために「いわて女性の活躍応援サイト」を設けています。
- ◇ 今後も被害者の就業支援のために、求人等の情報提供や就業相談など、多様な支援を行っていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 就職・職業訓練等に関する情報提供及び職業訓練の実施

- ジョブカフェ等において、キャリアカウンセリングや研修等の実施、求人や職業訓練等に関する情報提供を行い、就業を支援します。
- 「いわて女性の活躍応援サイト」による情報提供を行います。
- 就業に当たって必要な知識・技術等を得ようとする場合には、職業能力や技術取得の情報を提供します。
- 母子家庭の母等を対象とした就業支援のための職業訓練や女性の就業支援を行う技術講習等を行います。
- ハローワーク等の就職斡旋機関に対し、被害者への配慮を要請します。
- 被害者の求職活動に際し、面接等に必要な交通費や同伴乳児の託児費用などの支援を行います。

(2) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの活用等

- 母子・父子自立支援員等による自立支援プログラムの策定や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談による企業訪問、就業支援講習会等の実施、岩手労働局等の関係機関との連携により、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。
- ひとり親家庭の保護者に対し、教育訓練や資格取得を支援する給付金等の支援制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。
- ひとり親支援に関わる民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図り、ひとり親家庭の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。

3 生活支援の充実

【現状と課題】

- ◇ 加害者からの追及や、今後の生活への不安、心的外傷後ストレス障害等を抱え、心のケアが必要な被害者に対し、岩手県福祉総合相談センターでは、希望に応じて心理面接等を実施し、医療機関（精神科等）につなげるなどの支援を行っています。
- ◇ また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、一時保護から自立を目指す

被害者に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、健康保険・年金等の社会保障制度について、事案に応じた情報提供や助言などの支援を行っています。

- ◇ 被害者の安全確保のため、被害者の居所等が加害者に知られることのないよう、情報の保護にも取り組んでいます。
- ◇ 今後とも被害者の心のケアの充実を図るとともに、生活の支援を充実していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 被害者の医学的・心理学的ケアの充実

- 被害者のニーズにより、市町村や関係機関と連携を図りながら、健康相談や心理面接等、あるいは医学的治療につなげるなどの支援を行います。

(2) 援護に関する制度の活用

- 生活困窮者自立支援制度や、生活保護制度に関する情報提供や手続の助言を行います。
- 自立に当たって必要となる当面の生活資金などを、生活保護費などが給付されるまでの間のつなぎ資金として支援を行います。

(3) 社会保障制度に関する支援

- 国民健康保険や国民年金の変更等の手続が必要な被害者に対し、その手続に関する情報提供や助言を行うとともに、市町村窓口への連絡などの援助を行います。
- 公的扶助と保険料免除制度の関係についての情報提供を行います。

(4) 被害者の住所情報等の適切な管理

- 市町村に対し、「住民基本台帳の閲覧の制限」や「住民票及び戸籍の附票の写しの交付制限」に関する適切な運用を行うよう助言します。
- 市町村に対し、国民健康保険や国民年金、保育所の入所や学校関係の手続窓口において、被害者や同伴する家族の住所等の情報について適切な管理を行うよう助言します。

(5) 被害者の子どもへの支援

- 市町村に対し、被害者の子どもの区域を越えた就学・保育について、弾力的な受入れが行われるよう働きかけます。
- 保護命令が発令された場合は、安全対策のために加害者などの問合わせに応じないなど適切な対応が行われるよう、関係機関と連携して、学校に対して理解と協力を求めます。

4 司法手続に関する支援

【現状と課題】

- ◇ 岩手県福祉総合相談センターや男女共同参画センターにおいては、弁護士による法律相談を定期的に行っています。
- ◇ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センターの民事法律扶助制度などの情報提供を行っています。
- ◇ 司法の場で更なる被害（二次的被害）を受けないよう、関係機関へ相談員等が付添うなどの支援を行う必要があります。

【具体的施策】

(1) 裁判等申立てに関する支援

- 司法の場などで更なる被害（二次的被害）を受けないよう、関係機関へ相談員等が付添いを行うなどの支援を行います。
- 岩手県福祉総合相談センターや男女共同参画センターにおいて、定期的に弁護士による法律相談を行います。
- 自立に向け、離婚しようとする被害者に対し、離婚調停に要する費用の支援を行います。

(2) 法律扶助制度などの周知

- 弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センター（通称：法テラス）の民事法律扶助制度[※]などの情報提供を行うほか、必要に応じて、法テラスの実施するDV等被害者法律相談援助への取次等を行います。

[※] 法律扶助制度：国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度。

施策Ⅳ 関係機関の協力・連携

DV対策が総合的かつ効果的に実施できるよう、民間支援団体を含め、広く関係機関が協力・連携できる体制を構築します。

1 関係機関との連携した取組

【現状と課題】

- ◇ DVの防止や被害者の保護、自立の支援に関する施策は、広範多岐にわたります。
県では、平成18年度に庁内関係室課で構成する岩手県配偶者暴力防止対策連絡会議を設置し、様々な視点から意見・情報交換を行い、連携してDV防止をはじめ、被害者の相談・保護、自立支援に取り組んでいます。
- ◇ また、平成21年度にはDV防止対策をより一層推進するため、関係機関・団体等との情報交換やネットワークの構築を目的とした、岩手県DV防止対策連絡協議会を設置し、連携を図っています。
- ◇ DV被害に対する迅速な対応と万全の保護を図るため、令和3年に県警察本部生活安全部に人身安全少年課を新設します。
- ◇ 広域振興局等の配偶者暴力相談支援センターにおいても、DV防止対策などの推進や具体的な事例に基づく検討会などを行うため連絡会議を設置し、市町村や地域の関係機関との連携を図っています。
- ◇ 今後もDV防止や被害者の保護、自立支援のために関係機関との連携をさらに強化していくことが必要です。
- ◇ DVと児童虐待が関連するケースが多いことから、児童相談所との連携強化が必要です。

【具体的施策】

(1) 連携体制の充実

- 岩手県配偶者暴力防止対策連絡会議において、全庁的な意見・情報交換を行い、DV防止対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 岩手県DV防止対策連絡協議会において、問題点や課題の提起、意見・情報交換等を行い、関係機関・団体等の緊密な連携を強化します。

(2) 地域における連携ネットワークの構築

- 広域振興局等の配偶者暴力相談支援センターを中心とした連絡会議において、地域におけるDV防止対策の推進や具体的な事例の検討・情報交換を行います。
- 被害者及びその同伴する家族への適切な支援のため、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校などと連携を図ります。

(3) 児童虐待対応との連携

- DV問題は、児童虐待との関連が深いことから、関係機関におけるDV、児童虐待の特性並びに連携の在り方に対する相互理解により、実効性の向上に努めます。(再掲)
- 配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用した被害者の情報収集や早期発見、保護に努めます。(再掲)

2 市町村に対する取組支援

【現状と課題】

- ◇ 平成19年のDV防止法の改正により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されたことから、県では、市町村への働きかけや情報提供などを行ってきたところです。
- ◇ また、市町村の相談体制の充実のために、担当者向けの研修会を行っています。
- ◇ DV防止には、身近な相談窓口である市町村の取組が重要であることから、今後においても市町村への支援を充実していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 市町村に対する取組支援

- 各市町村に対し基本計画策定に向けた働きかけを行うとともに、策定を検討する市町村に対しては、策定に向けた情報提供や支援を行います。
- 各市町村に対し配偶者暴力相談支援センター機能の設置に向けた働きかけを行うとともに、設置を検討する市町村に対しては、職員の研修や、相談業務への支援を行います。
- 市町村におけるDV相談窓口の一元化や庁内関係機関による連携した取組など、被害者に対し適切な支援が行われるよう働きかけます。
- 地域における相談体制を一層強化するために市町村関係相談窓口の職員が、被害者への適切な情報提供や相談者の安全とプライバシーの確保に配慮した対応が行われるよう支援を行います。
- 各種会議、研修会等を開催し、DV防止対策の推進に必要な情報提供等の支援を行います。

3 民間団体との協力・連携

【現状と課題】

- ◇ 県では、被害者が一時保護所を退所し自立しようとする場合に、当面の生活資金を支援する民間団体に補助を行っています。
- ◇ 今後も引き続き、県内における被害者支援に関わる民間団体の情報収集及び連携の強化に努めていく必要があります。

【具体的施策】

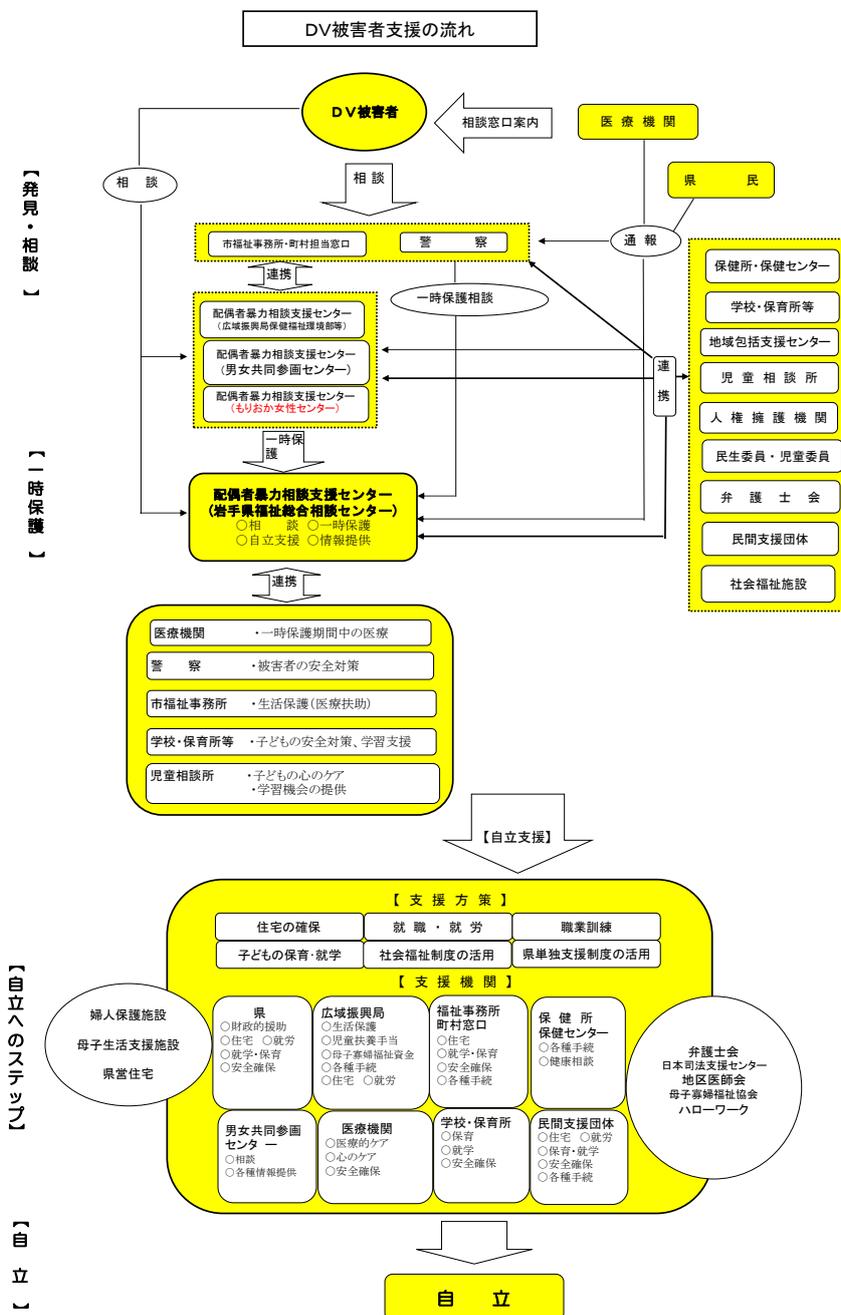
(1) 民間団体との協力・連携

- 被害者の保護や支援を行う民間団体等と協力・連携の強化を図ります。
- 一時保護所を退所し自立しようとする被害者への支援を行う民間団体に、支援を行います。
- 民間シェルターやステップハウス*の設置などについて、民間団体等と協力・連携して、他都道府県の状況について情報収集を行います。

* ステップハウス：一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

第5章 施策の推進体制

- 関係機関・団体等との密接な連携を図りながら、この計画を効果的に推進するために、平成21年度に設置した「岩手県DV防止対策連絡協議会」において、計画の進捗状況の確認、関係機関相互の情報交換等を行い、県の施策に反映していきます。
- 県民及び民間団体に対しては、この計画の推進について理解と協力をお願いしていきます。
- 住民に最も身近な行政を担っている市町村や関係機関等と連携して取り組んでいきます。



参 考 资 料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）
第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）
第四章 保護命令（第十条一第二十二條）
第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻

関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、

その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合

にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を

経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる

場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」

とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

る。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
- 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者	同条に規定する関係にある相手又は同条

	であった者	に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十六年法律第六十四号]

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 〔平成二十五年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

附 則 （令和元年法律第四十六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定
令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分
並びに同条第一項の次に一行を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改
正規定 令和五年四月一日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※令和 2 年 3 月 23 日最終改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 7 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護にあたり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難

しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

（1） 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

（2） 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

（1） 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

（2） 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

（3） 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

（４） 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

５ 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

（１） 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

（２） 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

（３） 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

６ 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

（１） 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

（２） 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

（３） 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

（４） 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

（１） 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

（２） 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

（３） 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

（４） 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

（５） 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難

となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

（６） 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

（７） 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

（８） 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

（９） その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民記録台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

８ 保護命令制度の利用等

（１） 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

（２） 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮するこ

とが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

（２） 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

（１） 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

（２） 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

（１） 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

（２） 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地

域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

（1）基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

（2）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

いわて配偶者暴力防止対策推進計画

令和3年3月

発行 岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室

住所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5457 FAX 019-629-5464

E-mail AD0007@pref.iwate.jp